#### 福島市動物愛護ボランティア募集要綱

(目的)

第1条 近年、犬や猫などを「家族の一員」として飼育される方が増えており、人と動物双方にやさしいまちづくりや災害発生時の備えが重要視されている。一方、やむを得ない事情から保健所で保護された犬猫には新しい飼い主と幸せに暮らすことができるよう、また、災害発生時の備えとして動物愛護活動の推進に協力できる市民ボランティア体制を整え、市民との協働により動物と共生できるまちづくりを推進する。

### (登録機関)

第2条 ボランティアの登録機関は、福島市保健所衛生課とする。

(ボランティアの種類と活動内容)

- 第3条 ボランティアの種類及び活動内容は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) ミルクボランティア 仔猫の哺乳や人慣れが必要な時期の世話
  - (2) 猫保護ボランティア 飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成事業における野 良猫の保護や登録団体の活動サポート
  - (3) 預かりボランティア 保健所で管理する保護犬猫の預かりや災害時避難したペット (犬猫のみ) の飼養が困難である飼い主からの一時的な預かり
  - (4) シャンプーボランティア 保健所で管理する保護犬猫や災害時に避難したペット(犬猫のみ)のシャンプー
  - (5) しつけボランティア 避難したペット (犬猫のみ) の飼育・しつけ相談
  - (6) 災害時ボランティア ペット同伴避難所における運営や管理活動の補助
  - (7) その他市長が認めること。

(ボランティアの責務)

- 第4条 ボランティアの責務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 市民から信頼を得られる活動を行うこと。
  - (2) 避難生活を送る周囲の方々に配慮した活動を行うこと。
  - (3) 円滑な活動の実施に努めること。
  - (4) ボランティア活動を遂行する上で知り得た個人情報は、他に漏らさないこと。

(登録要件)

- 第5条 ボランティアの登録要件(以下「登録要件」という。)は、次に掲げるとおりとす る。
  - (1) 動物を支援するボランティアとして活動する意欲があり20歳以上であること。
  - (2) 動物の適正飼育等について知識等を有すること。

- (3) 動物の毛等によるアレルギーがないこと。
- (4) 福島市動物愛護ボランティア登録申請書兼同意書(様式第1号)の同意事項を遵守すること。
- (5) この要綱を遵守すること。

#### (登録事項)

第6条 ボランティアとして登録する事項(以下「登録事項」という。)は、別に要領に定める。

# (登録の手続き)

- 第7条 ボランティアとして登録を希望する者は、福島市動物愛護ボランティア登録申請 書兼同意書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請者が登録要件及び登録事項を満 たす者であるか審査し、ボランティアとして登録するものとする。
- 3 市長は、申請者に対し登録した旨を通知するものとする。
- 4 ボランティアとして登録を受けた者は、登録事項に変更が生じた場合様式第2号により速やかに届け出るものとする。
- 5 その他登録について必要な事項は、市長が別に定める。

## (登録の変更と取消)

- 第8条 市長は、ボランティアが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を変更し、又 は取り消すことができる
  - (1) 住所、連絡先等に変更が生じたとき。
  - (2) 2年以上連絡をとることができないとき。
  - (3) 健康状態の悪化によりボランティア活動に支障が生じたとき。
  - (4) 登録要件を欠くことが判明したとき。
  - (5) 申請書において同意した事項を遵守することができなかったとき。
  - (6) ボランティアにふさわしくない行為があったとき。
  - (7) 登録者が亡くなったとき。
  - (8) その他市長が認めるとき。

#### (委任)

第9条 その他必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。